

○さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第56号

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成27年さつま町告示第53—1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町民の居住環境を整備することにより、安全で安心して住める快適な住まいづくりの促進と併せ、豊かな地域づくりに資することを目的として、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、町内業者を活用して既存住宅のリフォーム工事を行う者に対して、予算の範囲内においてさつま町住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。その交付については、さつま町補助金等交付規則（平成17年さつま町規則第37号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人住宅 自己又は所有者の二親等以内の者（以下「親族等」という。）の居住の用に供する建築物をいう。ただし、一戸建ての住宅に限る。
- （2） 併用住宅 一つの建築物に個人住宅の部分及び店舗又は事務所等の部分があり、それらが一体として利用される建築物をいう。
- （3） リフォーム工事 既存住宅の居住環境の維持及び質の向上又は経年劣化した機能を実用上支障のない状態まで回復させ、従前の機能水準以上に改善する別表第1に掲げる工事等（以下「工事等」という。）をいう。
- （4） 簡易耐震診断 「誰でもできるわが家の耐震診断」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- （5） 簡易耐震改修工事 既存住宅の耐震性を向上させるために行う別表第1に掲げる工事等をいう。ただし、さつま町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年さつま町告示第46号）第2条第1号に規定する木造住宅であって簡易耐震診断の結果、評点合計が10点未満と診断され建築士による耐震改修の検討を行ったものに限る。
- （6） 町内業者 町内に本社又は営業所等の事業所を有する法人若しくは町内に住所を有し、かつ、現に居住している個人業者で「さつま町住宅リフォーム支援に係る施工業者登録申請（要領）」の規定に基づき登録された業者をいう。
- （7） 町税等 町税、保育料、水道使用料及び町営住宅使用料をいう。

(8) 補助対象者 補助金交付対象となる者をいう。

(9) 子育て世帯 第9条に規定する申請書を提出する時点において、世帯内に0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯

(補助対象となる住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、町内に存する個人住宅又は併用住宅（以下「個人住宅等」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象住宅のリフォーム工事を行う補助対象者（以下「個人住宅等補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 居住する者が、補助対象住宅に住民登録をしていること。

(2) 補助対象住宅の所有者であること。

(3) 補助対象住宅に自ら居住又は親族等が居住していること。

(補助対象者にならない者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

(1) 個人住宅等補助対象者が、町税等の滞納者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である場合

(2) 入居予定者が暴力団員である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた場合

(補助対象工事等)

第6条 補助金の交付対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、町内業者が施工し、工事等に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等には、補助金は交付しない。

(1) 居住部分に関係しない工事等

(2) 国、県、町等が実施している住宅関連補助制度を利用する工事等

(3) 公共工事施行に伴う補償工事

(4) 違反建築物であるもの

3 補助対象工事等は、補助金の交付決定後に着手し、交付決定通知で定めた日までに完了し

なければならない。

(補助金の額等)

第7条 補助対象住宅のリフォーム工事に係る補助金の額は、補助対象工事等に要する経費の5分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。ただし、子育て世帯は30万円を限度とする。

2 簡易耐震改修工事を補助対象住宅のリフォーム工事と同時に施工する場合は、簡易耐震改修工事に要する経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をリフォーム工事に係る補助金に10万円を限度として加算することができる。

(補助回数)

第8条 補助金の交付回数は、同一の補助対象者、同一の個人住宅について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象住宅のリフォーム工事に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、工事等の着手前に別表第2に掲げる書類を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(工事等の変更)

第11条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、工事等の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- (2) 変更工事箇所及び工事内容の分かる図面等
- (3) 変更後の工事予定箇所の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(工事等の中止)

第12条 第10条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、工事等を中止しようとするときは、補助金交付申請取下届出書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の変更交付決定通知)

第13条 町長は、第11条の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、補助金変更交付決定通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、工事等の内容変更に伴い、補助対象工事等に要する経費が増額となっても補助金交付決定額は増額しないものとする。

（実績報告）

第14条 補助金の交付決定を受けた申請者は、工事等が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（第12号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 施工業者の発行する住宅リフォーム工事完了証明書（第13号様式）
- （2） リフォーム工事完了後の建物全体及び施工箇所の写真
- （3） リフォーム工事に係る請負契約書の写し
- （4） リフォーム工事代金領収書の写し（内訳明細の付いたもの）
- （5） 増改築工事の場合においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第14号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第16条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに補助金請求書（第15号様式）を町長に提出しなければならない。

（調査等）

第17条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第18条 町長は、申請者が補助金交付申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年6月1日告示第99—1号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日告示第130号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第40号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日告示第52号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第44号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	工事等	内容
1	屋根等の改修	①瓦等の葺替え・下地修繕, 補修・仮設足場 ②瓦等の塗替え ③防水改修 (塗膜防水等)
2	外壁等の改修	①外壁材の張替え・モルタル塗替え・下地修繕, 補修 ②塗装塗替え・仮設足場 ③玄関廻りの段差解消・手すり等の設置
3	内部床等の改修	①床の張替え・畳・シート張替え・下地板, 根太等修繕, 補修 ②屋内の段差解消・床の嵩上げ等の改修, 修繕 ③フローリング化・畳 (床板) から床板 (畳) などへ張替え ④床の断熱改修
4	内部天井・壁等の	①天井材の張替え, 下地補修・天井塗装の塗替え

	改修	②壁材の張替え, 下地補修・塗壁, 壁紙, 合板張替等の模様替え ③内外建具, ガラスの取替え及び設置 ④天井, 壁の断熱改修
5	廊下・階段等の改修	①廊下・階段の幅拡幅等改修 ②手すり等の改修・設置 ③階段昇降機の設置・改修
6	居室等の増改築, 間取りの変更等の改修	①居室等の改修に伴う増築, 改築 ②台所の改修, 模様替え ③便所・浴室・洗面所等の改修, 模様替え ④便器, 風呂釜, 浴槽, 洗面台, システムキッチンの取替え
7	簡易耐震改修 (部分的な改修を含み耐震性が向上するもの)	①壁の補強又は補強壁の設置 (各階各方向) ②構造耐力上主要な部分の接合金物の設置 ③火打ち梁等の設置 ④上記①～③までのほか耐震性の向上が認められるもの
8	電気・給排水の設備	①上記1～7までの工事に関連する電気・給排水工事 ②火災防止のための老朽化した電気配線及びコンセント取替え工事 ③住宅用火災警報器の新設, 取替え

別表第2 (第10条関係)

補助対象者	提出書類
個人住宅等のリフォーム工事	①補助金交付申請書 (個人住宅等) (第1号様式) ②申請者の住民票 ③補助対象住宅の所有者を明らかにする書類 (住宅の登記事項証明書, 固定資産評価証明書, 売買契約書の写し等) ④補助対象住宅の居住者が, 所有者の2親等以内の親族であることが証明できる書類, 補助対象者住宅の居住者の住民票 (居住者と所有者が異なる場合に限る) ⑤町税等確認同意書 (第7号様式) ⑥住宅リフォーム支援事業計画書 (個人住宅等) (第3号様式) ⑦工事見積書 (内訳明細の付いたもの) ⑧工事箇所及び工事箇所の図面等

⑨住宅全体及び工事予定箇所の写真

⑩確約（誓約）書（第6号様式）

⑪前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

②から④に掲げる書類にあつては、確認に関する同意書（第5号様式）の提出があつたときは、町の確認によって変えることができる。